

# 箱崎町箱四町会規約

## 第 1 章 総 則

**第 1 条** 本会は箱崎町箱四町会と称し事務所を箱崎町 34 番 8 号に置く。

## 第 2 章 会 員

**第 2 条** 本会の会員は箱崎町箱四町会内に居住する個人又は法人をもって会員とする。  
但し、会長がその功労を認めた個人又は法人は、会員とすることができる。

**第 3 条** 本会の会員は、地域社会に貢献し、本会の発展に寄与するものとする。但し本会の発展を阻害し、又は著しく品位を傷つける行為・発言等をしたる者は理事会の決定により、町会費の徴収をとりやめ、会員としての資格を失う。又町会費を 6 カ月以上滞った場合も会員としての資格を失う。

## 第 3 章 目的及び事業

**第 4 条** 本会は会員相互の親睦をはかり、福利厚生を増進をはかることを目的とする。

**第 5 条** 本会は第 4 条の目的を遂行するため、次の部を置き事業を行う。

- 1. 総 務 部 総括、会の運営等
- 1. 企 画 部 会運営の企画
- 1. 会 計 部 会計事務全般
- 1. 祭 典 部 祭典の企画、みこし管理
- 1. 交通指導部 歩行者に対する指導等、交通全般の指導
- 1. 防犯防火部 警察署広報、犯罪防止、火災予防の指導
- 1. 厚 生 部 厚生、保健、清掃関係、廃品回収
- 1. 青 少 年 部 文化、青少年育成指導
- 1. 環 境 部 環境整備、公害防止の指導
- 1. 婦 人 部 女性の町会活動の指導
- 1. ふれあい福祉委員会 会員への福祉にかかわる活動
- 1. 記録広報部 町会活動の広報、記録

## 第 4 章 役 員

**第 6 条** 本会に次の役員を置く。

|            |             |
|------------|-------------|
| 1. 会 長     | 1 名         |
| 1. 会長代行    | 1 名（副会長 兼務） |
| 1. 副 会 長   | 6 名以内       |
| 1. 部 長     | 若干名         |
| 1. 会 計 監 査 | 2 名         |
| 1. 顧問相談役   | 若干名         |
| 1. 参 与     | 若干名         |
| 1. 理 事     | 若干名         |

**第 7 条** 本会の役員の任期は 2 年とし、再任は防げない。

**第 8 条** 本会の役員の選出は会長、会計監査は総会に於いて出席人数の総意により選出する。

会長代行、副会長、各部々長、顧問相談役、参与、理事、は会長が之を委嘱する。

副部長、部員は、部長が推薦し、部長会の承認を得て之を決定する。

**第 9 条** 集合住宅に居住する会員は 50 世帯未満の場合 1 名、50 世帯以上 100 世帯未満の場合 2 名、100 世帯以上の場合 3 名までの理事を選出することができる。選出された理事は居住する集合住宅の会員を代表して、理事会、総会、行事等に出席し、本会の発展に寄与するものとする。

**第 10 条** 会長は本会を代表し会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長代行は、会長に事故ある時は之を代理する。

部長は会長、副会長を補佐し緊急且つ重要な事項に関して、部長会を開き協議決定することができる。

顧問相談役、参与、理事は理事会に出席し、会の運営全般を協議決定することができる。

会計監査は会計事務を監査する。

## 第 5 章 会 議

**第 11 条** 本会の定時総会は毎年 5 月末日までに開催し、収支決算報告並びに予算等の承認を求める。

尚臨時総会は会長が必要と認めた時に之を召集する。理事会は必要に応じ之を開催する。

**第 12 条** 本会の議決はすべて、出席人員数の過半数をもって之を決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

## 第 6 章 会 計

**第 13 条** 本会の会費は月額を一般住宅 500 円以上、法人は 1000 円以上とする。集合住宅については、別途協議によって決定する。

**第 14 条** 本会の経費は町会費、会場使用料、雑収入等を以って之に充てる。

**第 15 条** 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終る。

## 附 則

1. 本会の所有する動産、不動産の名義人は本会より転居又は死亡の場合及び会長の役職から退かれた場合は名義人の資格を失う。
2. 青少年問題連絡協議会の地区委員は、会長が之を推薦する。
3. 本会の会則は総会の議決によらなければ之を変更することができない。
4. 本会の会則は昭和 42 年 4 月 1 日より施行する。
5. 昭和 54 年 5 月 21 日一部改正
6. 昭和 57 年 5 月 29 日一部改正
7. 平成 22 年 5 月 15 日一部改正

以 上